



地域安全のつどい

犯罪は日々多様化し、誰がいつ犯罪に巻き込まれてもおかしくありません。このような状況に鑑み、防犯対策を分かりやすく紹介する集いを開催します。

防犯に関する知識や意識を高めるためにも、ぜひご参加ください。

□第1部 寸劇

劇を通じて、犯罪に立ち向かうすがすがしさが学べます。

□第2部 講演「ひとごとじゃない！個人情報とインターネット」

昨今話題の尽きない個人情報やインターネットに関わる犯罪について、正

しい知識と自分でできる防衛策を中心にお話しします。

□第3部 振り込め詐欺被害防止コン

トを通じて、振り込め詐欺への防犯対策を楽しみながら学びましょう。

時 12月10日(水)午後2時～4時(予定)

場 保谷こもれびホール

※当日、直接会場へ

定 500人(先着順)

□共催・協力

東京都・警視庁・田無警察署

◆危機管理室(☎)

(☎042-438-4010)

年金事務所などの職員を名乗る詐欺にご注意を

最近、年金事務所などの職員と称して現金を詐取したり、銀行口座を聞き出したりなど、不審な電話や訪問があったという事例が報告されています。

年金事務所などの職員が、電話で銀行の口座番号を聞いたり、ATMの操作を指示したりすることはありません。年金事務所などの職員を名乗った電話や訪問で不審な点がありましたら、そ

の場に対応せず☎へ連絡してください。なお、年金事務所の職員が訪問する際は、身分証明書を携帯していますのでご確認ください。

☎日本年金機構本部(お客様の声受付担当☎03-5344-1100)

武蔵野年金事務所

(☎0422-56-1411)

◆保険年金課☎(☎042-460-9825)

家庭電気製品の火災状況

平成25年中における東京消防庁管内の家庭電気製品の火災の発生状況は、電気ストーブ79件・差込プラグ69件・コンセント66件・屋内線とコード49件でした。

□電気ストーブ

これから寒い冬を迎え、ストーブを使う機会が増えます。電気ストーブは、直火がなく安全に思えますが、高熱を発生することには変わりないことを忘れずに使用しましょう。燃えやすい物から離し、就寝中は電源を切るようにしましょう。

□配線器具

コンセントや差込プラグといった配線器具は、コンセント内部の接続部が緩み発熱したり、差込プラグのトラッキング現象など、普段気付かないところで火災が発生することがあります。日頃から使用している電気製品の電源コード・コンセント・差込プラグなどを点検することが大切です。また、日頃使用していない器具は差込プラグをコンセントから抜いておきましょう。

☎西東京消防署(☎042-421-0119)

◆危機管理室☎(☎042-438-4010)

大気環境におけるダイオキシン類調査結果中間報告(平成26年度実施)

市では夏と冬に1週間ずつ大気環境中のダイオキシン類を調査しています。8月20日～27日に実施した夏の調査結果は次のとおりです。

(単位:pg-TEQ/m)

調査地点	毒性等量
下保谷児童センター	0.024
市役所保谷庁舎	0.025
市役所田無庁舎	0.023
(参考)環境基準	0.6

□調査方法 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(環境省編)に基づいた1週間連続測定法

環境基準は年平均0.6pg-TEQ/m以下ですが、調査結果を環境基準と比較するためには夏と冬の結果を平均する必要があります。冬の調査も併せた年間調査結果は、改めて市報でお知らせする予定です。

◆環境保全課(☎042-438-4042)

りさいくる市

12月7日(日)

午前9時ごろ～正午
エコプラザ西東京

※環境保護のため徒歩・自転車での来場にご協力ください。
※当日、地元産野菜の販売、茶わんのリサイクル、猫の里親探し・譲渡会があります。

◆ごみ減量推進課
(☎042-438-4043)

資源物の実験持ち込み回収

会場で、次の資源品を無料で回収します。受付までご持参ください。

小型家電	一辺30cm以内で電気・電池で動くもの。ただし、粗大ごみ・パソコン・テレビは回収できません。
プラスチック製品	バケツ・ポリタンク・プランター・カゴ・ごみ箱*など
陶磁器食器 ※ごみ資源化 市民会議主催	茶わん・皿・小鉢・湯飲み(ガラス・花瓶・土鍋・自作品は回収できません。)

TOKYO交通安全キャンペーン

12月1日(月)～7日(日)

交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、年末期の交通事故防止および渋滞の防止を図ることを目的としています。

◆道路管理課☎(☎042-438-4055)

重点1 子どもと高齢者の交通事故防止

高齢者(65歳以上)の交通事故死者数は全体の約4割を占めており、年齢層別では最多となっています。また、子どもの交通事故は、午後2時～6時に多く発生しています。

●交差点やその付近の交通事故が、全体の約6割を占めています。青信号で

横断するときも、必ず左右の安全を確認しましょう。

●横断禁止場所や横断歩道外の横断はやめましょう。

●外出時には、明るく目立つ服装を心掛けたり、反射材用品を身に付けたりして、運転者に自分の存在を知らせましょう。

重点2 自転車の安全利用の推進

自転車乗用中の交通事故死者の約6割に、信号無視や一時不停止など何らかの違反がありました。

●自転車は車の仲間です。交通ルール

やマナーを守りましょう。

●夕暮れは、早めにライトを点灯しましょう。

●大人も子どももヘルメットを着用しましょう。

重点3 飲酒運転の根絶

飲酒運転は犯罪です。飲酒運転をした本人にも、酒類の提供者や車両の同乗者にも、厳しい罰則が設けられています。

●二日酔いも飲酒運転です。運転する前日は深酒を控えましょう。

●自転車も飲酒運転できません。

●飲酒運転した本人以外の酒類提供者・車両同乗者なども運転免許の行政処分(取消・停止)を受けます。

重点4 二輪車の交通事故防止

二輪車の交通事故死者数は全体の約2割を占め、都内における交通事故の特徴となっています。

●カーブの手前では十分に速度を落としましょう。

●ヘルメットのおごひもをしっかりと締め、胸部・腹部を守るプロテクター

を着用しましょう。

●体の露出がなるべく少なくなるような長袖・長ズボンを着用しましょう。

●死亡事故の約8割は、交差点やその付近で発生しています。確実に安全確認をしましょう。

重点5 違法駐車対策の推進

違法駐車は、交通渋滞の発生源のほか、交通事故の原因にもなっています。また、年末は特に交通量が増えるため、違法駐車は絶対にやめましょう。

●短時間の駐車でも必ずパーキングメーターや駐車場を利用しましょう。

●車や二輪車で外出する際は、あらかじめ駐車場を確認しておきましょう。

●交差点やその付近の違法駐車などは、見通しが悪く危険です。絶対にやめましょう。

自転車安全利用五則

正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう。

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号順守と一時停止・安全確認

- 5 子どもはヘルメットを着用

□自転車歩道通行できるのは

- 歩道通行可の標識がある場合
- 運転者が13歳未満・70歳以上の方、身体の不自由な方
- 車道または交通状況からみてやむを得ない場合 ※歩道は歩行者優先

□反射材の有効性

反射材は、車のライトなどが当たると光を反射し、大変目立ちます。反射材を身に付けて自分の存在を知らせることは、夕暮れ時から夜間における交通事故防止に効果的です。

□自転車の保険

自転車も交通事故を起こせば刑事上・民事上の責任が問われます。

万が一の備えとして、次のような保険があります。

●TSマーク

TSマークは、自転車安全整備士(TSマーク取り扱い自転車店)が点検・整備し、安全と認めた普通自転車に貼ら

れるマークです。TSマークには、賠償責任保険・傷害保険が付いています(付帯保険)。

●個人賠償責任保険

人にけがをさせてしまったときや、物を壊してしまったときなどに損害賠償金などが支払われる保険です。損害保険会社などへお問い合わせください。

※ハイパースムーズ作戦

都内の渋滞解消へ向け、ぜひ次の項目へのご理解と実践をお願いします。都内の渋滞を、一人一人の心掛けで減らしましょう。

- 違法駐車は、渋滞や事故の原因となるので絶対にやめましょう。
- 車での通勤や買い物は控え、公共交通機関を利用しましょう。
- 積み下ろしは、荷さばきが可能な駐車場などを利用しましょう。